

教職員の確保と資質向上
働きがいのある学校づくりの推進
教職員の健康管理・福利厚生

令和6年6月

教育委員会事務局教職員人事課
教育委員会事務局教職員企画課
教育委員会事務局福利厚生課

目 次

令和6年度 施策体系表	1
-------------	---

教職員の確保と資質向上

I 教職員の状況（校種別・職種別現員）	2
II 様々な教育課題に適切に対応するための優秀な教職員の確保	3
III 教員資質向上指標等を活用した研修の充実	10
IV 教育公務員としての倫理観の保持	17
V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上	19

働きがいのある学校づくりの推進

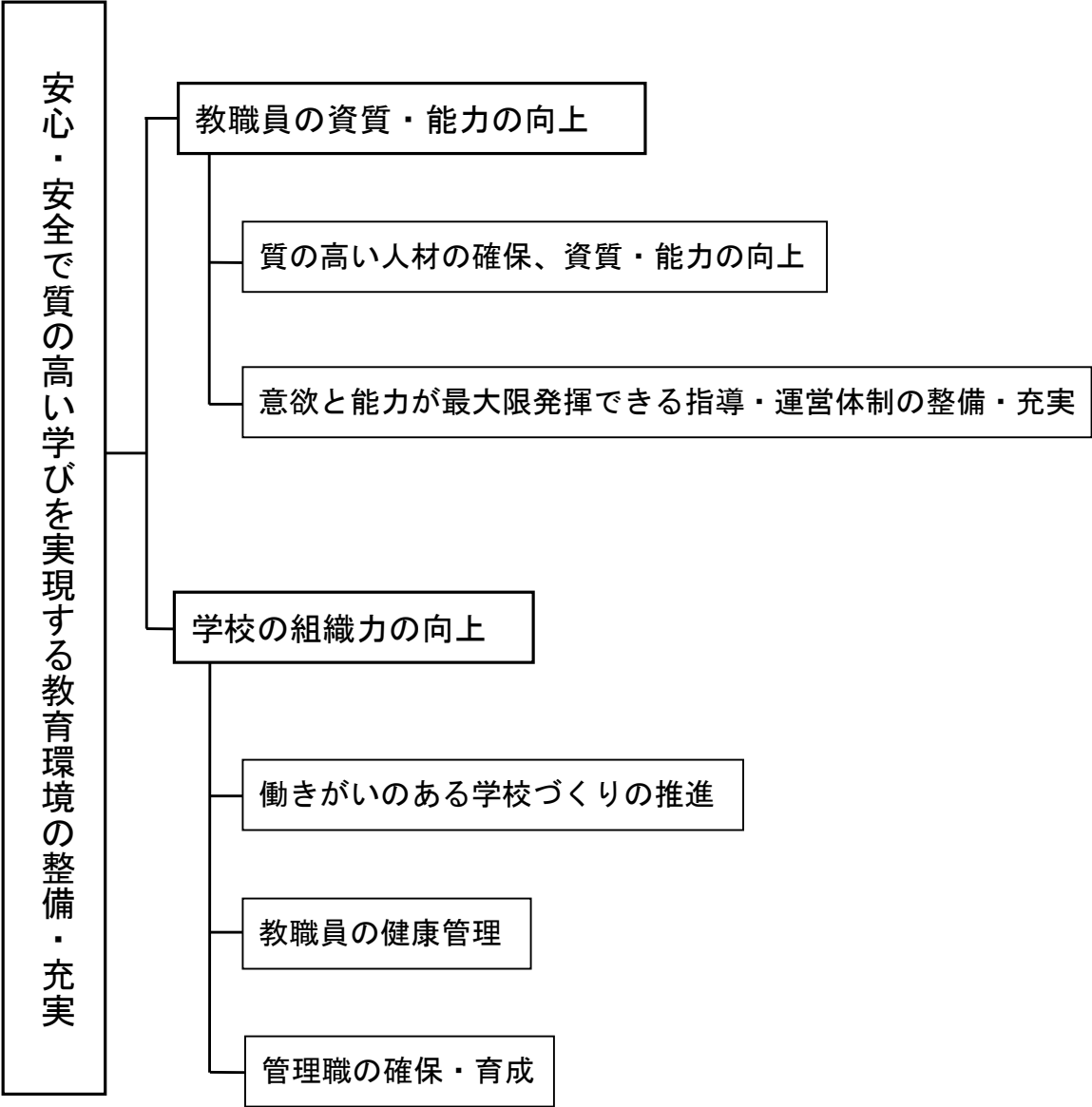
VI 学校業務改善の取組等を通じた教職員のワークライフバランスの推進	22
VII 障害者雇用の促進	32
VIII 教員免許状の授与等の実施	34

教職員の健康管理・福利厚生

IX 教職員の健康管理・福利厚生推進	36
--------------------	----

令和6年度施策体系表

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり
— 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成 —



I 教職員の状況（校種別・職種別現員）

1 市町立学校（県費負担教職員）

（令和6年5月1日現在、単位：人）

校種	職種 学校数	教 育 職 員							行政職員		合 計	(参考) R5合計
		校長	教頭	主幹教諭	教諭	栄養教諭	養護教諭	小 計	事務職員			
小学校	555	555	557	1,187	8,398	161	432	11,290	508	11,798	11,693	
中学校	245	245	249	573	4,579	41	194	5,881	239	6,120	6,055	
義務教育学校	7	7	20	26	182	3	12	250	12	262	233	
定時制高校	1	1	2	1	15	0	0	19	0	19	21	
特別支援学校	13	13	15	36	316	8	12	400	23	423	423	
合 計	821	821	843	1,823	13,490	213	650	17,840	782	18,622	18,425	

※ 休職者及び在外教育施設派遣者を含む。

※ 神戸市立学校を除く。

2 県立学校（県大附属を除く）

（令和6年5月1日現在、単位：人）

校種	職種 学校数	教 育 職 員										行政職員			技能労務職員	合 計	(参考) R5合計
		校長	教頭	主幹教諭	教諭	栄養教諭	養護教諭	教諭(実習担当)	実習助手	寄宿舎指導員	小 計	事務職員	技術職員	小 計			
全日制高校	125	125	143	255	4,211	0	156	26	76	0	4,992	416	16	432	90	5,514	5,414
定時制・ 通信制高校	10	10	28	23	256	0	10	0	5	0	332	33	0	33	3	368	366
特別支援学校	28	28	49	95	1,532	17	46	2	6	15	1,790	100	0	100	22	1,912	1,799
中等教育学校	1	1	2	5	20	0	2	0	0	0	30	3	0	3	0	33	36
合 計	164	164	222	378	6,019	17	214	28	87	15	7,144	552	16	568	115	7,827	7,615

※ 「教諭（実習担当）」は、職業高校において実習授業を担当する教諭

「実習助手」は、実験または実習について、教諭の職務を助けることを職務とする学校職員

「寄宿舎指導員」は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生徒指導に従事する学校職員

※ 事務長数は事務職員のうち、全日制・定時制高校 135 名、特別支援学校 28 名、中等教育学校 1 名の計 164 名

Ⅱ 様々な教育課題に適切に対応するための優秀な教職員の確保

質の高い、多様な教職員を確保するため、教員のやりがいや魅力の発信、及び教員採用候補者選考試験の工夫改善を図るとともに、採用後の円滑な職務遂行に資するため、採用前ガイダンス研修の充実に努める。

【教員採用候補者選考試験受験状況】

(単位：人)

区 分	令和7年度			令和6年度					令和5年度				
	募集人員	応募者数	応募倍率	募集人員	応募者数	受験者数	合格者数	受験倍率	募集人員	応募者数	受験者数	合格者数	受験倍率
小学校	415	1,617 【175】	3.9	365	1,633	1,491	395	3.8	350	1,748	1,601	353	4.5 (2.3)
中学校	285	1,012 【107】	3.6	285	1,118	1,023	305	3.4	290	1,216	1,088	297	3.7 (4.3)
高等学校	240	1,189 【113】	5.0	240	1,299	1,139	234	4.9	240	1,388	1,225	239	5.1 (4.9)
特別支援学校	90	288 【9】	3.2	80	274	250	96	2.6	60	307	272	60	4.5 (2.4)
養護教諭	30	280 【22】	9.3	20	291	258	21	12.3	35	297	262	35	7.5 (7.4)
栄養教諭	5	83 【11】	16.6	5	93	82	5	16.4	5	98	84	5	16.8 (8.8)
合計	1,065	4,469 【437】	4.2	995	4,708	4,243	1,056	4.0	980	5,054	4,532	989	4.6 (3.4)

※ 小・中学校には、それぞれ特別支援学校との併願（R7：小15人、中15人）を含む。

※ 大学3年生等を【 】で外数としている。

※ 令和5年度の受験倍率の（ ）は全国の採用倍率を示す。

【参考】選考試験の実施内容・日程

区 分	内 容	令和6年度実施日程 〈令和7年度採用〉
第1次	集団面接	6月15日
	筆記〈一般教養、教科専門〉	7月21日
	合格発表	8月5日
第2次	模擬授業・個人面接、実験実技	8月16日～27日
	合格発表	9月中旬

1 教員の魅力発信

1,568千円

(1) パンフレットの工夫・PR動画の作成等

① パンフレットの工夫

- ・様々な年齢層やキャリア、経験等を持った教員から「教員の仕事の様々な魅力」を紹介
- ・教育施策や勤務条件等にアクセスできるQRコードを掲載



② 教員募集PR動画の作成

- ・ふたりの初任者の1日や自然学校に密着した動画を作成
- ・ホームページや教職員人事課公式Xでの配信や「三宮センター街大型スクリーン」等デジタルサイネージで放映

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/kyoshokuin/project/pr/>

R4	R5	R6 (予定)
① ふたりの初任者の1日 (小学校・中学校)	① ふたりの初任者の1日 (高等学校・特別支援学校)	① 授業編 (小学校)
② 兵庫県の教育～6つの特別な事～ (自然学校・トライやる・ウィーク等)	② 学校行事密着編 (小学校・自然学校)	② 学校行事密着編 (中学校・文化的行事等)
③ ワーク・ライフ・バランス		

(2) 大学説明会等の実施

教員の魅力や、やりがい及び教員採用試験をPRするため、訪問及びリモートによる大学生向け説明会等を実施する。

- ・大学担当者向け説明会 (対面及びリモート)

期 日：4月5日

参加者：大学の担当者

(対面8大学・リモート22大学)



大学生向け説明会

- ・大学生向け説明会 (対面及びリモート)

期 日：春(4/8～4/30)及び秋(10月実施予定)

訪問先：兵庫教育大学、武庫川女子大学、関西学院大学、
大阪教育大学、神戸親和大学、岡山大学 等 52 大学

参加者：春 1,018 人

〔令和5年度：1,905人 (春：52大学 1,001人)
(秋：52大学 904人)〕

- ・一般向け採用試験説明会

期 日：4月14日 開催地：明石市

参加者：340人

※説明会の内容は、後日動画で配信
(視聴回数 1,458 (6/5 時点))



一般向け説明会

(3) 高校生向け進路ガイダンスの実施

教員の魅力や、やりがいを高校生等に直接伝えるため、各県立学校で実施される職業別進路ガイダンス等に県教委職員を派遣する。

実施校数：35校（令和5年度実績）

参加者：1,098人



進路ガイダンス

2 教員採用試験の工夫改善

8,082千円

(1) 試験開始日の早期化及び出願資格の拡大

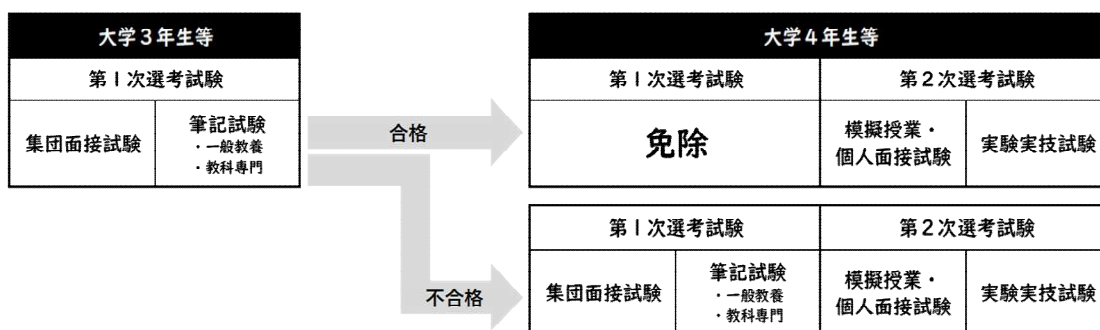
① 【新】試験開始日の早期化

第1次選考試験集団面接試験を令和6年6月15日に実施する。

※R5は6/24に実施

② 【新】大学3年生等への出願資格の拡大

大学3年生等に出願資格を付与し、第1次選考試験を受験可能とする。



(2) 試験内容の見直し

① 【拡】ICTを活用した模擬授業の実施

ICT機器を使用した模擬授業実施教科を拡大し、ICT機器の活用を含めた授業実践力を評価する。

実施年度	中学・特支区分	高校区分
R6	国語・数学・技術・社会・理科	国語・数学・地歴公民・理科
R5	数学・技術・社会・理科	数学・地歴公民・理科

② 【新】一部校種・教科における第2次選考試験実験実技試験を廃止

実験実技試験を廃止する校種・教科

- ・「小学校・特別支援学校区分（音楽及び体育）」
- ・「中学校・特別支援学校区分（理科）」
- ・「高等学校区分（理科）（情報）（工業）（商業）」

(3) 教員経験者等の確保

① 条件付合格者の第1次選考試験の免除

前年度実施の教員採用試験の第2次選考試験において、条件付合格と判定された者で採用に至らなかった者を、今年度実施の教員採用試験において第1次選考試験を全部免除する。

令和5年度合格実績：32名

② 現職教員に対する第1次選考試験の筆記試験免除

公立学校の現職教員（教諭、養護教諭、栄養教諭）で2年以上の勤務経験を有する者に対して、第1次選考試験の筆記試験を免除する。

令和5年度合格実績：150名

③ 臨時講師等に対する第1次選考試験における加点

常勤の臨時講師として3年
常勤の臨時講師と会計年度任用職員あわせて2年以上 ただし、常勤の臨時講師として1年以上の勤務経験が必要
常勤の臨時講師と会計年度任用職員あわせて1年以上

(4) 免許所有者の少ない教科等の教員確保

① 複数中学校免許所有者の特別選考

音楽、美術、技術、家庭のいずれかを含む複数の中学校免許状所有者を対象とした特別選考を実施する。

令和5年度合格実績：3名

② 【拡】特別免許状授与を前提とした特別選考

多様な知識・技能・経験を有する社会人等を対象とした特別選考を実施する。

	区 分	対 象 者
中	技術・家庭	大学または大学院において、該当教科に関わる学科を卒業(修了)し、民間企業、官公庁、研究機関等において、正規職員として該当教科に関わる実務経験を3年以上有する者
高	ネイティブ(英語)	英語を母国語または公用語とする国の国籍を有し、高等学校等で3年以上勤務経験かつ職務上必要なレベルの日本語運用能力を有する者
	看護	「看護師」「助産師」「保健師」の正規職員として5年以上の勤務経験を有する者
	福祉	「介護福祉士」の正規職員として5年以上の勤務経験を有する者
	家庭 工業	大学または大学院において、該当教科に関わる学科を卒業(修了)し、民間企業、官公庁、研究機関等において、正規職員として該当教科に関わる実務経験を3年以上有する者

令和5年度合格実績：3名（ネイティブ1名、看護2名）

③ 【新】教員免許状取得期間猶予の付与を前提とした特別選考の新設

民間企業等における勤務経験を有する普通免許状を所有しない者を対象とした特別選考を実施し、合格した場合は、普通免許状取得のために最長2年間採用を猶予する。

(5) 多様な人材の確保

①【拡】特別免許状授与を前提とした特別選考（再掲）

②【新】教員免許状取得期間猶予の付与を前提とした特別選考（再掲）

③【新】採用地域を限定した特別選考

播磨西(姫路市を除く)、但馬、丹波の各地域の小中学校または中学校での採用希望者を対象とした特別選考を実施する。

④ 障害者を対象とした特別選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳のいずれかを有している者（障害者職業センター等の公的判定機関で知的障害者と判定された者を含む）を対象とした特別選考を実施する。

令和5年度合格実績：6名

⑤ 特別な資格所有者等に対する第1次選考試験における加点措置

- ・ 体育分野、芸術分野において、一芸一能に秀でた者
- ・ 部活動に関する指導者資格を有する者
- ・ IT・情報系の資格を有する者
- ・ 小学校を第1希望とする者のうち、中学校または高等学校「数学」「理科」「保健体育」「英語」のいずれかの普通免許状所有者
- ・ 英語資格所有者、海外大学または在外教育施設等における2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験を有する者
- ・ 公認心理師、臨床心理士の資格所有者
- ・ 視能訓練士、手話通訳士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格所有者
- ・ 司書教諭、栄養士、管理栄養士または調理師の資格所有者
- ・ 日本語指導の資格所有者
- ・ 国際貢献活動の経験がある者
- ・ 講師経験を有する者（再掲）

⑥ 大学院進学希望者に対する特例措置

第2次選考試験合格者で大学院修士課程または教職大学院に在学又は進学を希望する者については、専修免許状取得を要件として、最長2年間採用を猶予する。

令和5年度実績：35名



教員採用試験パンフレット

【令和6年度実施 教員採用試験 特別選考応募状況】

	障害者	複数免許	採用地域限定			特別免許状授与を前提	教員免許状取得期間猶予の付与を前提
			播磨西	但馬	丹波		
合計	28	9	146	88	73	4	2

(6) 【新】但馬地域試験場の新設

第1次選考試験のうち筆記試験において、希望により但馬地域試験場を利用可能とする。

令和6年度希望者：191名

3 採用前ガイダンス研修の実施

教員採用予定者に対して、教育現場の現状や本県の教育の内容などを周知するため、採用前にガイダンス研修を実施する。

(1) 教員採用前スクール体験の実施

対象者：教員採用予定者のうち、公立学校において3ヶ月以上の常勤の勤務経験のない者

期間：連続する3日間程度

場所：県内の公立学校（神戸市立の学校を除く）

内容：教職員や児童・生徒との交流や授業参観等

参加者数：令和5年度実績 341人（令和4年度実績：317人）

〔小学校 163人、中学校 94人、高等学校 61人、特別支援学校 15人〕
〔養護教諭 6人、栄養教諭 2人〕

(2) 自己研修の促進

対象者：教員採用者全員

内容：・本県の教育内容及び教育施策をまとめた「指導の重点」等の資料を提供し、事前研修を促進

・Web研修「ICT活用指導力ステップアッププログラム」に参加し、授業や校務で必要なICT活用の基本スキルの向上を促進

4 教員不足への対応

(1) 調査結果

臨時講師の需要数増（産休・育休取得者増加、特別支援学級の見込み以上の増加、加配定数の改善）や大量採用による臨時講師等の登録者の減少を要因とする教員不足の状況は以下のとおりである。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
R6.5.1	102人	51人	30人	22人	205人
R5.5.1	73人	61人	18人	12人	164人

※本県独自調査

(2) 教員不足解消に向けた取組

① 講師登録人材バンクの設置・充実

学校における臨時講師等を確保するため、講師登録人材バンク（障害者人材バンクを含む）を設置し、情報を一括管理して各市町及び各県立学校へ登録者情報の迅速な提供を行う。

〔登録者数：1,581人（令和6年6月3日時点）〕
〔1,585人（令和5年6月9日時点）〕

ア ペーパーティーチャー等支援講座の実施

対象者：教職経験のない教員免許所有者で初めて学校勤務を希望する者や、過去に教職経験があり、しばらく学校現場から離れている者

回数：3回（6月、10月、2月）

各4会場

参加者：149名（令和5年度実績）



ペーパーティーチャー支援講座

イ 幅広い人材発掘

採用試験での不合格判定者の自動登録
教員退職者への講師登録協力依頼のチラシ配布
大学院生への講師登録の呼びかけ
民間の求人媒体の積極的活用

ウ 特別免許状や臨時免許状の活用 など

②【新】市町の臨時講師確保の早期着手のため、初任者の配置先決定時期の前倒し

③【拡】産休・育休代替教職員の安定的確保に向けた加配措置（先読み加配）

4月2日から7月31日までに、産休・育休入りする教職員に対して代替教職員を
配当する。

（対象期間：R5 5/1～7/31 ⇒ R6 4/2～7/31）

④ 広報活動

- ・ポスターやチラシの掲示・配布
- ・PR動画の配信、教職員人事課公式X開設（再掲）
- ・大学説明会、高校生向け進路ガイダンス等の実施（再掲）

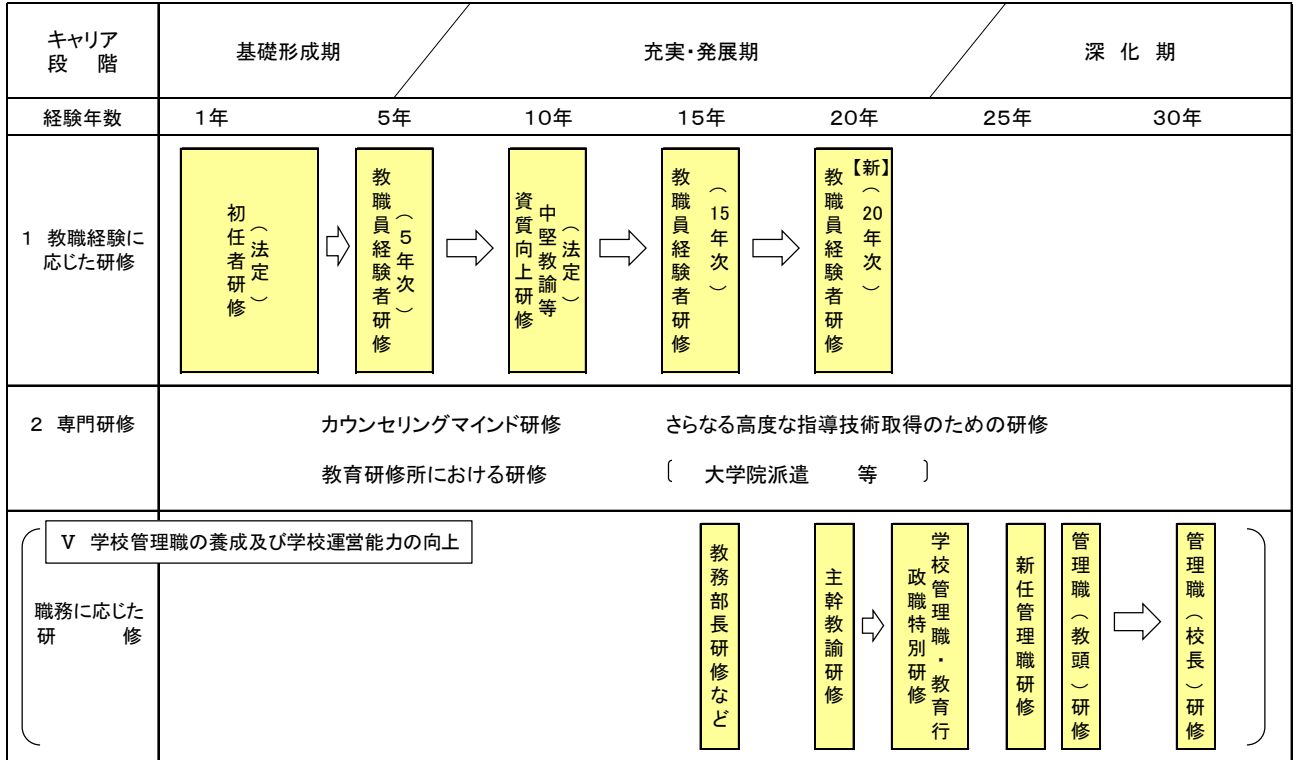


講師募集ポスター

Ⅲ 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

「兵庫県教員・管理職資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、教員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修等を実施するとともに、研修履歴を活用して教職員の研修受講を促進する。

教職員研修体系図



【令和6年度に強化する項目】

1 ICT活用能力の育成

【指標（兵庫県教員資質向上指標抜粋）】

資質	教員としての資質の向上に関する指標	
ICTや情報・教育データの利活用	1	Society 5.0時代を生きていく児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成するための指導を行うことができる。
	2	授業や校務の様々な場面で、効果的にICTを活用することができる。
	3	各校の情報セキュリティ実施手順等に基づき、校内の情報を適切に管理し、取り扱うことができる。
	4	学習履歴等のデータを活用し、児童生徒の学習の改善を図ることができる。

【取組】

- ・全ての研修機会を通して教職員のICT活用指導力の向上
- ・動画研修プログラム「ICT活用指導力ステップアッププログラム」の提供
- ・教員ICT活用スキル到達度調査の実施
- ・各授業におけるICT指導力の向上に関する内容を扱う講座の実施
- ・年次研修の教科指導研修において、ICT活用に関する時間の増加
- ・1人1台端末を使用した研修の実施
- ・ICT環境を効果的に活用するための校内研修への講師派遣の実施
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の情報担当者を対象とした情報教育研修会の実施（教育企画課）
- ・HYOGOスクールエバンジェリスト等による授業実践例を活用した教員のICT活用指導力の向上（教育企画課）

2 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応

【指標（兵庫県教員資質向上指標抜粋）】

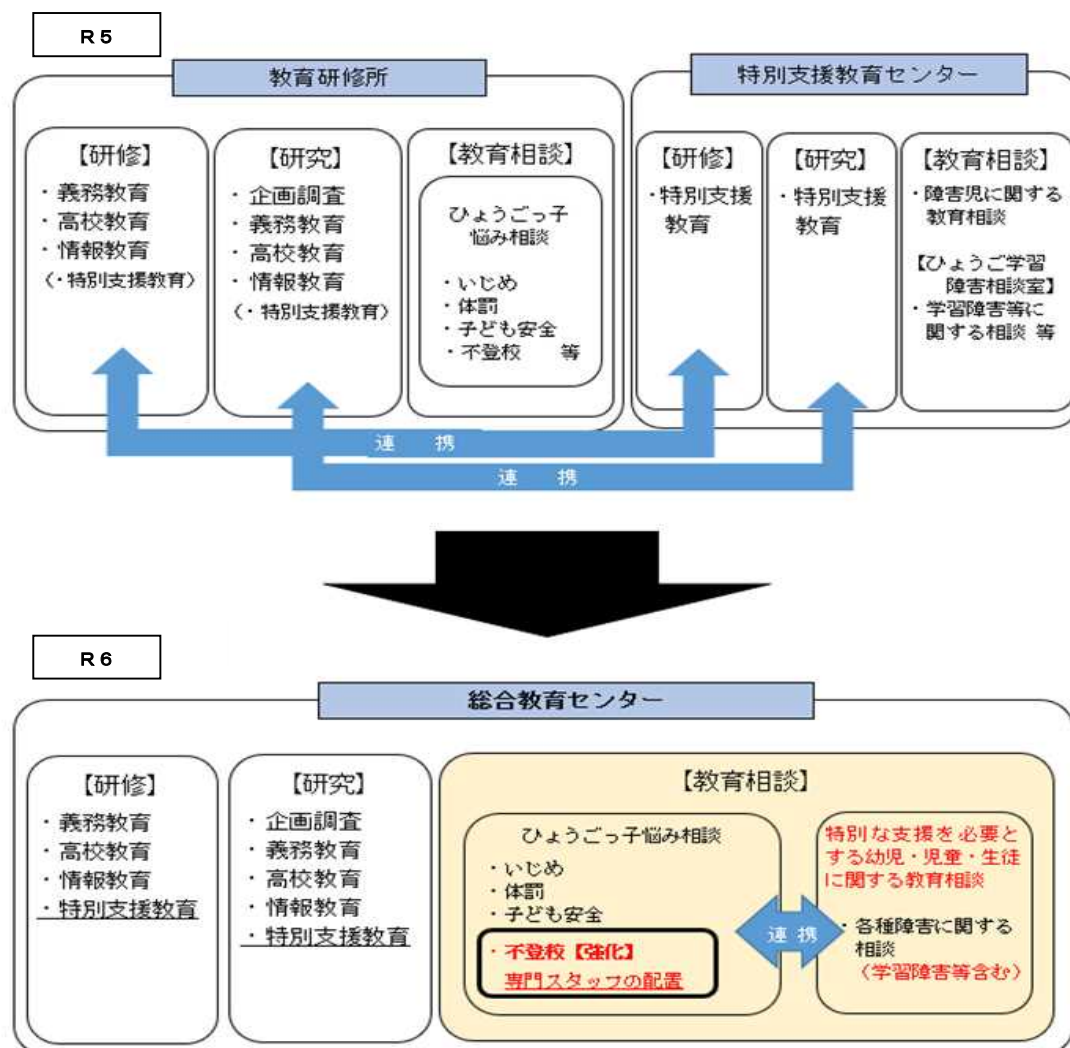
資質	教員としての資質の向上に関する指標	
特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	1	インクルーシブ教育システムの理念を理解し、全ての児童生徒等に分かりやすいユニバーサルな授業づくりや互いに認め支え合う集団づくりができる。
	2	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。
	3	保護者や関係機関と連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる。

【取組】

- ・特別支援教育の基礎的な知識・技能に関する研修の実施
- ・エリアコーディネーターを核とした、通常の学校におけるインクルーシブ教育システムを踏まえた学校解決力の向上（特別支援教育課）
- ・市町組合教育委員会における通級指導担当教員の計画的な育成と校内体制整備の促進（特別支援教育課）

・【新】「県立総合教育センター」の設置

教職員の研修・研究や教育相談の一層の充実と合理化・効率化を図るため、「県立教育研修所」と「県立特別支援教育センター」を統合



1 教職経験に応じた研修（義務教育課・高校教育課・体育保健課・特別支援教育課） 657,245千円

(1) 初任者研修の実施（法定研修）

教員としての実践的指導力と使命感を養うとともに、豊かな人間性や幅広い知識・見識に富む教員の育成を図るため、専門職としての様々な研修を実施する。

対象者：県立及び市町立学校新規採用教員

県立学校 301 人、市町立学校 536 人（令和 5 年度修了者実績）

内容：校内研修 300 時間

拠点校方式（主に市町立学校）

拠点校指導教員による指導 週 1 日程度、年間 30 日 計 210 時間

校内指導教員を中心とする指導 週 3 時間程度 計 90 時間

単独校方式（主に県立学校）

校内指導教員を中心とする指導 週 10 時間程度 年間 300 時間

研修内容

教職一般、学級指導・特別活動、教科指導、生徒指導等

校外研修 25 日

市町立学校

全県研修、地区別研修、設置者研修、校種別研修、
社会体験研修、課題別研修（情報、人権、国際理解、防災、環境等）

県立学校

全体研修、教科別研修（3 年次のみ）、オンライン課題別研修、
選択研修（環境、自然体験、防災、コミュニケーション能力、専門
機関等への訪問等）

県内防災関連施設見学（高校のみ）県立高校 200 人、市立高校 4 人
新任教員防災教育研修：市町立新規採用教員全員

(2) 5 年次研修の実施（本県独自研修）

若手教員として教科指導等の実践的指導力向上を図るための研修を実施する。

対象者：教職経験 5 年次相当の県立及び市町立
学校教員

県立高校 198 人、市町立学校 540 人
（令和 5 年度修了者実績）

内容：各教科研修等（年 1 日）



5 年次研修

(3) 中堅教諭等資質向上研修の実施（法定研修）

教育公務員特例法に基づき、中堅教員として、個々の能力、適性に応じたプログラムにより資質、指導力の向上を図るための研修を実施する。

対象者：教職経験 10 年経過の県立及び市町立学校教員

県立学校 302 人、市町立学校 685 人（令和 5 年度修了者実績）

内容：・校長が対象者と面談を行い、対象者の評価や希望を参考に、研修計画を作成

・研修計画に基づく研修の実施

〔 夏季長期休業期間中を中心に（校外研修） 10 日間
課業期間中の研修（校内研修） 20 日間 〕

・校長等による研修成果の評価

(4) 15年次研修の実施（本県独自研修）

学校運営上、中核となる教員として信頼される学校づくりを推進するための実践的指導力の向上を図る研修を実施する。

対象者：教職経験 15 年次相当の県立及び市町立学校教員
県立高校 259 人、市町立学校 719 人（令和 5 年度修了者実績）
内容：学校運営、生徒指導、職務研修等（年 1 日）

(5) 【新】20年次研修の実施（本県独自研修）

20 年次に達した者に対し、最新の教育課題に関する知識・技能を習得する機会を設け、各学校における相応の経験を基盤として、時代の変化に対応し得る実践的指導力の向上を図るための研修を実施する。

対象者：教職経験 20 年次相当の県立及び市町立学校教員
内容：ビデオオンデマンド(VOD)による非違行為防止研修及び学校運営、生徒指導、職務研修等（年 1 日）

2 専門研修

(1) 県立総合教育センターにおける研修

教科、領域等の指導に必要な資質・能力の向上を図るための研修を実施する。

- ① 教科指導に関する研修
- ② キャリア教育・道徳教育・人権教育・防災教育・生徒指導に関する研修
- ③ 教育の情報化に関する研修(ICT 活用、プログラミング、クラウド活用等)
- ④ 心の教育に関する研修
- ⑤ 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応に関する研修



教科指導に関する研修



プログラミング研修



心の教育に関する研修

(2) カウンセリングマインド研修の実施（義務教育課・高校教育課）

いじめ等問題行動の各校の個別事案に適切に対応するため、全教職員対象のいじめ等に係る認知能力及びカウンセリング能力の向上を図る研修を実施する。

対象者：全教職員（公立小・中学校、高等学校、特別支援学校等）
内容：事例研究、ロールプレイング、「いじめ対応チーム」専門研修 等
講師：公認心理師、臨床心理士（スクールカウンセラー） 等

(3) さらなる高度な指導技術取得のための研修（大学院派遣研修）の実施

① 兵庫教育大学大学院派遣研修

教員に学校教育に関する研究・研鑽の機会を提供するとともに、高度な理論的・実践的指導力を発揮できる人材を育成するため、現職教員を兵庫教育大学大学院へ派遣する。

対 象 者：県立学校教員及び県費負担教員のうち本県教職経験 3 年以上の者
派遣人員：100 人

1 年次（令和 6 年度から派遣）50 人

2 年次（令和 5 年度から派遣）50 人

期 間：2 年

② 特別支援教育に係る教員長期研修の実施（特別支援教育課）

特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育を担当する教員を大学等に派遣する。

対 象 者：公立学校教員で、原則として本県教職経験 5 年以上（派遣先が国立特別支援教育総合研究所の場合は 3 年以上）の者

派遣人員：8 人（令和 6 年度実績）

期 間：1 年

派 遣 先：大阪教育大学、京都教育大学、神戸大学大学院、国立特別支援教育総合研究所（2 ヶ月間の短期派遣）

3 若手教員への支援

(1) 若手教員のための研修等の実施

① 初任者研修（再掲）

自身のストレスに気づき、対処する知識や方法等を身につけるためのメンタルヘルス研修を実施する。

また、継続的な支援を行うため、採用 1 年次に行う初任者研修に加え、2 年目及び 3 年目にも研修を実施する。

② 教師力アップ研修講座

若手教員の実践的指導力や人間関係構築力等教師力を向上させることをねらいとした研修を行う。

(2) 新規採用教員に係るエルダー制等

初任者（臨時的任用職員含む）の身近な相談相手として気軽に相談し話し合える先輩教員（エルダー等）を指名し、初任者等の心労とストレスを早期に発見、把握し、早期改善に繋げる。

(3) 学校問題サポートチームの設置（義務教育課） 140,310 千円（一部国庫）

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のシーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置し、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る。

配置場所：6 教育事務所

構 成 員：チームリーダー、学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

内 容：生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）
教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT 活用等）
特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること
教職員の非違行為及び資質向上に関すること
教職員のメンタルヘルスに関すること

4 教職員自主的研究推進事業の実施

1,500千円

教職員として求められる専門的な研究推進に向け、教職員が自主的に構成する研究グループの活動を奨励・支援し、さらなる指導力の向上や教職員としての資質能力の向上に資する。

対象者：県立学校教職員及び県費負担教職員で組織する5人以上のグループ

選考：大学教授で構成する選考委員会が評価

対象グループ数：30グループ

研究費補助（上限）：1グループ50千円

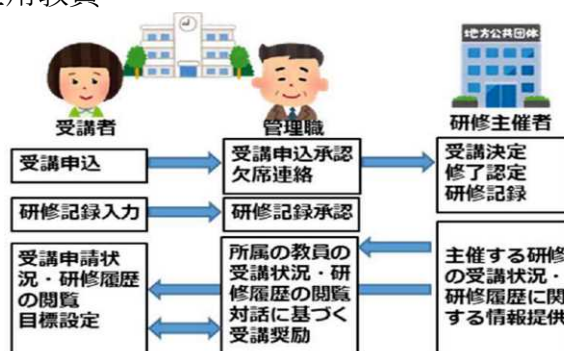
研究テーマ：
・学びの多様性に応じた個別最適な授業づくり
・指導力・授業力の向上と継承をめざして 等

研究成果の活用：
・研究活動の成果をホームページ等で公開
・研究報告書を教育研修所で閲覧
・研修テーマに応じた教材として活用
・研究内容が類似のグループ相互の研究発表・意見交換会の実施

5 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施

教職員研修管理システムによる研修履歴の記録を活用し、教職員が自らの学びを振り返ることや、学校管理職が研修の奨励を含む指導助言を通じて、教職員の主体的・効果的な資質向上に資する。

対象者：公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び臨時的任用教員



教職員研修管理システム

【学校組織等活性化の取組】

1 教職員人事評価・育成システムの推進

教職員の教育活動への取組状況を記録・評価し、指導・助言を行うなど、教育活動の充実を目指した教職員の能力開発を図り、学校組織の活性化に資する。

(1) 概要

① 校長

目標管理制度による評価・育成

② 校長以外の教職員

ア 複数の評価・育成者による公正な評価の確保

イ 評価基準の明確化、絶対評価による5段階評価の実施

ウ 職務の遂行状況に着目した業績評価と発揮された意欲や能力に着目した能力評価による実施

エ 評価結果の開示と指導・助言

(2) その他

・重点的取組目標についての管理職と教職員との面談の実施

・学校運営に係る教職員からの意見聴取

2 優秀教職員表彰の実施

日々の学校教育活動において優れた取組を行っている教職員を表彰し、教職員の職務意欲や資質能力の向上と教育の活性化を図る。

- 対象者：県立及び市町立学校教職員
- 領域：・学習指導、研修・研究活動
 ・生徒指導、進路指導
 ・特別支援教育、防災教育等の課題教育
 ・職務の工夫改善
 ・開かれた学校づくり、その他学校教育活動



優秀教職員表彰

表彰式：2月

表彰者数：29人（令和5年度実績）

小学校12人、中学校7人、高等学校10人

優秀事例の周知：「実践事例集」としてとりまとめ、県教育委員会ホームページに掲載し、教職員に啓発

3 指導力向上を要する教員のフォローアップシステムの推進

421千円

学習指導や学級経営、生徒指導を適切に行うことができない、いわゆる指導力が不足する教員を対象とするフォローアップシステムを実施する。

(1) 校内等での指導・支援を要する教員への対応

管理職や市町教育委員会、学校支援専門員による対象教員への指導・支援や、所属長に対し教育学、医学、心理学等の専門的知識を有する者による指導助言を行う。

(単位：人)

年度	年度当初における 指導・支援を要する 教員の数	左のうち年度中の動き			新規対象者
		指導・支援が 終了した者	退職者等	病気休暇 取得者	
令和4年度	13	2	2	2	6
令和5年度	13	5	0	0	7
令和6年度	15	-	-	-	-

※平成16年度の制度開始以降の累計：指導・支援が終了した者194人、
 勸奨退職等で退職した者92人、職種変更した者3人、指導継続中の者15人の合計 304人

(2) 指導力向上を要する教員への指導改善研修の実施

校内等での指導・支援を要すると判断された者で、判定委員会において「指導力向上を要する教員」と判定された者に対して指導改善研修を実施

期間：原則として1年間

場所：県立総合教育センター

内容：個人別プログラムによる研修

(模擬授業・指導案作成、所属校での実践研修、福祉施設・社会教育施設での実践研修など)

対象者：令和5年度なし

IV 教育公務員としての倫理観の保持

教員の非違行為や体罰防止に向けた研修等の取組を推進するとともに、指導力向上を要する教員への指導・支援等により指導力改善を図る。

1 防止対策

(1) 「懲戒処分の指針」の公表

非違行為全般に関する懲戒処分に関する指針を制定し、公表することにより、懲戒処分の透明性を高め、非違行為の予防を図る。

(2) 非違行為防止研修の実施

校内研修等の場において、研修資料や動画等を活用した講義や事例紹介により非違行為の未然防止を図るための研修を実施する。

① 県立総合教育センターにおける研修

初任者研修、管理職研修等の年次研修や職務研修において、倫理観の涵養に関する研修を体系的かつ効率的に実施する。

② 【新】非違行為及び体罰の防止に向けたオンデマンド（VOD）研修

初任者研修・2年次研修・中堅教諭等資質向上研修・20年次研修等の年次研修対象者及び25年目・30年目の職員を対象とした非違行為防止動画による研修を実施する。

③ 【新】公立学校臨時的任用教員及び任期付教員研修

年度当初に、県下8か所で、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校に勤務する臨時的任用教員及び臨時実習助手（任期付職員を含む）を対象として、教員としての使命感を高め教育公務員としての自覚を高めるために、教育に関する基本的事項を内容とする研修を実施する。

④ 校内教職員研修

各学校において全教職員を対象に、事例紹介等による研修を実施。また、派遣依頼に応じて事務局から講師を派遣して、より研修の充実を図る。

(3) 体罰防止に向けた取組

① 【新】不適切な指導に対応した研修資料の作成

暴言や威圧的な行為等の「不適切な指導」が増加傾向にあることを踏まえ、3訂版「NO!体罰」を作成。

② 教員研修の充実

ア 未然防止のための研修の徹底

対話重視の生徒指導や部活動指導上の留意事項の徹底

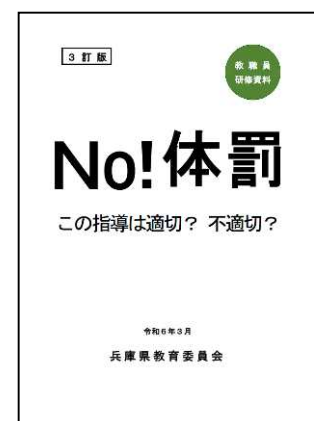
- ・【新】研修資料・動画を活用した研修（VOD研修）
- ・教職経験に応じた研修（初任者研修等）
- ・職務に応じた研修（管理職研修等）
- ・部活動指導者、体育科教員を対象とした研修

イ 加害教員に対する事後指導の強化

(ア) 体罰で懲戒処分を受けた教職員に対するアン

ガーマネジメントを含む体罰再発防止研修の受講義務づけ
（1年を通じて4～5回）

(イ) 部活動の指導において体罰を行い、懲戒処分を受けた教員の部活動指導の禁止



教職員研修資料「NO!体罰」(3訂版)

③ 相談・通報窓口の明確化（義務教育課）

いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子どものSOS全般について児童生徒や保護者などの相談に応じ、県内の幼児や児童生徒などのこころの悩みなどの解消や子どものSOSの早期発見を図る。

ア ひょうごっ子悩み相談（心の教育推進センター（県立総合教育センター））

電話相談（24時間受付）、面接相談

イ ひょうごっ子悩み相談分室（各教育事務所 計6カ所）

電話相談 9:00～17:00、面接相談

ウ ひょうごっ子 SNS 悩み相談

双方向相談 17:00～21:00、一方方向連絡（24時間）

2 処分件数等

(1) 懲戒処分件数

年度	体罰	かいせつ・セクハラ	横領 不適切経理	不適切 指導等	その他		計
					校内	校外	
H26	9	7	3	0	4	5	28
H27	8	14	0	2	3	9	36
H28	6	8	1	3	3	2	23
H29	7	3	2	0	2	10	24
H30	7	15	1	1	7	11	42
R元	15	19	5	3	10	7	59
R2	22	11	11	6	15	10	75
R3	10	13	1	9	4	8	45
R4	8	14	2	3	13	8	48
R5	5	13	2	3	5	18	46

【参考】校種別状況（令和5年度）

区分	体罰	かいせつ・セクハラ	横領 不適切経理	不適切 指導等	その他		計
					校内	校外	
小学校	3	1	2	0	0	7	13
中学校	0	5	0	1	2	5	13
高等学校	1	6	0	2	1	3	13
特別支援学校	1	1	0	0	2	3	7
計	5	13	2	3	5	18	46

(2) 体罰発生件数（法上の懲戒処分に至らなかったものを含む）

年度	R元	R2	R3	R4	R5
発生件数	51	23	21	17	14

【参考】校種別状況（令和5年度）

区分	授業中	部活動中	その他	計
小学校	6	0	1	7
中学校	1	1	1	3
高等学校	0	1	2	3
特別支援学校	1	0	0	1
計	8	2	4	14

V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

学校が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職の育成や、学校運営の中心となるミドルリーダーの育成や女性管理職の育成など、これからの時代に求められる学校管理職の育成を行うため、体系的・実践的な研修を実施する。

1 職務に応じた研修

301 千円

(1) 県立学校

① 主幹教諭研修の実施

管理職を助け、円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上に関する業務を遂行する主幹教諭として、必要な資質向上を目指した研修を実施する。

対象者：新任主幹教諭 80 人(令和 6 年度実績)

時期：4 月・9 月(予定)

内容：最近の教育を取り巻く課題、主幹教諭の職務と主幹教諭に期待すること、主幹教諭の役割と学校活性化に向けた取組、昨年度の主幹教諭の取組事例及び本年度の取組計画 等

対象者：3 年目を迎えた主幹教諭 40 人(令和 6 年度予定者)

時期：9 月(予定)

内容：これからの人材育成と組織運営について、管理職との関わりから考える主幹教諭のリーダーシップの在り方 等

② 学校管理職・教育行政職特別研修の実施

教育行政・学校経営の改善を实践する力量(知識とスキル)の育成と向上を図るため、教頭候補者選考試験等の合格者全員に実習・実演や事例研究を中心とした特別研修を実施する。

対象者：新任教頭及び新規教頭採用候補名簿登載者 38 人
新任指導主事等 24 人

時期：集合研修 3 日(5 月・6 月)、WEB 研修(5 月 20 日～10 月 31 日)

場所：兵庫教育大学

内容：兵庫教育大学と県教育委員会が連携して開発した研修プログラム
(専門的教育理論を持つ大学教員と実践的指導力をもつ指導主事など多様な講師陣を招いた講義や演習)

・集合研修

教育行政・学校経営改革と学校組織マネジメント、教育法規と学校危機管理、開かれた学校づくりと教育課程経営、学校評価と教職員評価、学校業務の改善 等

・WEB 研修

カリキュラム開発、地域との連携協働の実践、教職員の評価・育成システムの理解、教職員のメンタルヘルス、災害対応のマニュアルの活用、多文化共生教育と多様な性、NO!体罰(3訂版)の活用、非違行為防止研修

③ 学校管理職候補者研修の実施

校長・教頭候補者を対象として、管理職としての識見を高め学校経営能力の養成を図るため、人事管理上の諸問題などの研修を実施する。

対象者：校長候補者名簿登載者 35 人、教頭候補者名簿登載者 38 人
(令和 6 年度予定者)

期間：1 日 (10 月)

場所：県立総合教育センター等

内容：今日的な教育課題等と学校経営能力、組織マネジメントの手法、教職員人事評価や育成方法 等

④ 学校管理職研修の実施 (高校教育課)

管理職としての識見を高め、指導力の向上を図るため、学校を管理・運営し教育活動を営む上での諸問題について研究協議する研修を実施する。

対象者：校長 164 人、教頭 222 人(令和 6 年度予定者)

期間：校長 1 日 教頭 2 日

場所：県立総合教育センター

内容：学校・組織の活性化と学校の危機管理、働きがいのある学校づくり等

(2) 市町立学校

① 主幹教諭研修の実施

対象者：新任主幹教諭 281 人 (令和 6 年度予定者)

時期：6 月～8 月、10 月～11 月の間に各教育事務所で年 2 回実施

② 学校管理職・教育行政職特別研修の実施

対象者：新任教頭 170 人 (令和 6 年度予定者)

※期間、時期、場所は県立学校と同じ

③ 学校管理職研修の実施

対象者：校長 820 人、教頭 841 人 (令和 6 年度予定者)

期間：校長 2 日 教頭 2 日

場所：県内 6 ヶ所 (教育事務所単位)

内容：学校経営のあり方、教職員人事・評価育成システム、働きがいのある学校づくり 等

④ 【新】市町立学校教頭試験合格者研修の実施

対象者：市町立学校教頭試験合格者

時期：3 月

内容：今日的な教育課題等についての識見を高めるとともに、管理職として必要な心構えや実務を学ぶ

2 管理職の育成

(1) 管理職候補者の確保に向けた取組

① 令和 6 年度優秀教員リストの作成

優秀な教員に関する令和 6 年度リストを作成し、管理職候補者の発掘に努める。

② 県立学校全校長及び候補者との面談

全校長との面談(オンライン)を実施し、各校の優秀な教員等に対して教職員人事課管理主事による直接面談を実施する。

③ 学校経営等研修会等の実施

学校経営等の魅力や教育行政等の理解を深めること目的として、令和元年度から実施している研修会の実施時期及び内容を刷新して実施する。

(2) 学校経営等に関する研修会の実施

学校経営等に関心をもつ県立学校教員を対象に、学校経営等の魅力や教育行政等の理解を深め教職員の資質向上を図る。

対 象 者：学校経営等に関心のある教員や若手及び女性教員
内 容：管理職アドバイザーによる講話、班別情報交換会等
期 間：7月
場 所：県内4ヶ所で各1日
参加者数：192人（令和5年度実績）

(3) 女性管理職の育成

① 「第2次 男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」(令和3年3月策定)の推進

女性活躍推進法や次世代育成推進法に基づく事業主行動計画として、教職員一人一人が働きがいを実感できる職場づくりをより一層推進する。

【数値目標】女性の能力発揮の促進と機会拡大に関する指標

区 分	第2次計画		＜参考＞第1次計画	
	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)
公立学校及び事務局における管理職に占める女性の割合	27.6%	22%	16.0%	20.1%
県立学校における校務運営委員の女性比率	26.3%	30%	—	22.5%
公立中学校におけるグループリーダーの女性比率	27.9%	30%	—	26.2%

② スマートワークス～わたしを生かす働き方～研修

「第2次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」を踏まえ、女性の力を兵庫の教育に活かすため、生活と仕事の調和を意識した働きやすい職場づくりを通して、自分を生かすためのライフデザインを考え、いきいきと働き続けられるよう意識のアップデートを図る。

対 象 者：県立学校・市町立学校に在籍する女性教職員、教育委員会事務局
内 容：女性有識者による講義及び演習
期 間：県立学校及び県教育委員会事務局、市町立学校 各1日
参加者数：129人（令和5年度実績）

〔 県立学校 61人、県教育委員会事務局 4人
市町立学校 62人、市町教育委員会事務局 2人 〕

VI 学校業務改善の取組等を通じた教職員のワーク・ライフ・バランスの推進

教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう、働きがいのある学校づくりを推進する。

1 規則等

(1) 教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則

(令和2年4月1日施行)

県立学校に勤務する教育職員の在校等時間*から所定の勤務時間を除いた時間(いわゆる超過勤務時間)が、原則月45時間かつ年360時間の範囲内となるよう、業務の量の適切な管理に努める。

* 在校等時間=在校している時間+(校外において職務として行う研修、児童生徒引率等の職務従事時間)
-(自己研鑽及び業務外の時間+休憩時間)

(2) 県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針

【働きがいのある学校づくりに関する方針】(令和2年4月1日施行)

上記(1)の規則に基づき、業務の量の適切な管理等に必要な事項について、国の指針を参考に本県の取組方針を策定した。

(3) 【新】学校業務改善に関するガイドライン(令和6年3月策定)

「教職員の勤務時間適正化対策プラン」を始めとしたプランを策定し、市町村組合教育委員会等とも連携して、各学校・地域の実態に応じて進めてきた取組に加え、「教職員勤務実態調査」の結果や「教職員の業務改善モデル事業」による民間コンサルタントからの提言を踏まえた上で、今後の学校業務改善の方向を示すガイドラインを策定した。

I 業務量の削減に向けた取組状況

- 1 ICTの活用
- 2 外部人材の活用
- 3 先進事例の取組促進(GPH100 ~GOOD PRACTICE in HYOGO 100~)
- 4 業務量の削減に向けた調査研究(教職員の業務改善モデル事業)

II 今後の取組

- 1 教職員の意識改革
- 2 教員業務の整理とマネジメント
- 3 ICT活用による業務の効率化
- 4 「チーム学校」としての業務改善
- 5 制度・仕組みの見直し
- 6 執務環境の整備

III 令和6年度における教職員の業務改善モデル実践研究事業



学校業務改善に関する
ガイドライン

2 県立学校における取組

(1) 業務量の適切な管理

業務量の適切な管理等に関する規則及び方針に基づき、いわゆる超過勤務時間が規則に定めた時間(月 45 時間・年 360 時間)の範囲内となるよう、業務量の適切な管理に努める。

＜いわゆる超過勤務時間の状況（主幹教諭・教諭）＞ (単位：時間)

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		※令和元年度 (コロナ禍前)	
	月平均	年平均	月平均	年平均	月平均	年平均	月平均	年平均
県立学校	28:51	346:23	27:32	330:35	27:38	331:40	30:36	367:15
対前年度比	△0:48	△9:25	△1:18	△15:47	0:06	1:05	—	—

① 在校等時間の適正な管理等

管理職は、全ての教職員に対して、校外において職務に従事する時間も含め、「勤務システム」を活用したパソコンのログオン・ログオフ時間による在校等時間を把握する。

② 教職員の意識改革

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」等の完全実施に向けた校内体制を確立し、全ての教職員が業務改善に主体的に取り組むことで、教職員の意識改革を図るとともに、自身のタイムマネジメントの確立を推進する。

ア 定時退勤日等の完全実施（教職員人事課、体育保健課、高校教育課）

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」、「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施に取り組む。

定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施

ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施

ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定）する日を週 2 日以上実施

＜令和 5 年度 定時退勤日等の状況＞ (R 6. 2 調査)

	定時退勤日	ノー会議デー	ノー部活デー	
			平日	土日等
県立学校	94.9%(93.1%)	97.7%(98.3%)	95.4%(96.0%)	68.0%(75.1%)
対前年度比	+1.8%	△0.6%	△0.6%	△7.1%

※括弧書きは、令和 4 年度実績

イ【拡】学校閉庁日の実施

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康保持を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送れるようにするため、長期休業期間内に学校閉庁日を 2 日間設定する。

※令和 6 年度の奨励日：8 月 13 日（火）〔8 月 12 日（月）振替休日〕

その他 1 日については、奨励日の前後等に各校の実態に応じて設定。

③ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の総業務量の削減

組織体制及び勤務環境を整備するとともに、ICT等の活用、先進事例の取組促進等により校務・業務の効率化を図る。

< ICT等の活用 >

ア 兵庫県 GIGA スクール運営支援センターの設置（教育企画課）

57,664 千円（一部国庫）

教員の ICT 活用を支援し、ICT を活用した学びを推進するため、各学校からの問い合わせ窓口となる GIGA スクール運営支援センター等を県教育委員会に設置する。

内 容：ヘルプデスクの運営及びサポート対応、ネットワークトラブル対応、アセスメント、支援人材の育成、休日・長期休業等トラブル対応

イ 校務支援システムの活用（教育企画課）

校務全般の効率化を図るため、児童生徒の成績処理や出欠状況・指導要録等の学籍関係等を一元的に管理する「統合型校務支援システム」を活用する。

ウ デジタル採点システムの活用（高校教育課）

県立高等学校の校内で実施する定期考査・小テスト等の採点業務について効率化を図るため、デジタル採点システムを活用する。

エ サービスシステムの活用

教職員の出退勤管理、年休等のサービス処理に関する事務の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、サービスシステムを活用する。

オ【新】旅費システムの活用（財務課）

教職員の旅行申請・旅費請求等の手続きに関する事務の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、全県立学校の教職員に旅費システムを活用する。

対 象：全県立学校の教職員

運用開始：令和6年4月



サービスシステム

カ【新】給与関連申請システムの活用（学事課）

教職員の給与関連の申請・情報照会等の手続に関する事務の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、全県立学校の教職員に給与関連申請システムを活用する。

対 象：全県立学校の教職員

運用開始：令和6年2月

キ【新】学校徴収金徴収・管理システムの活用（財務課）

28,376 千円

授業料等学校徴収金における収納代行や徴収金管理に関する事務について、業務の効率化を図るため、学校徴収金徴収・管理システムを全県立学校において活用する。

対 象：全県立学校

運用開始：令和6年4月

ク【新】特別支援教育就学奨励費システムの活用（財務課） **5,454千円**

特別支援教育就学奨励費の支給等にかかる業務を効率化するため、オンライン申請データの連携やマイナンバーによる税情報等の照会、支給決定等の業務全般を一元管理できる特別支援教育就学奨励費システムを、全特別支援学校において活用する。

対 象：全県立・市立特別支援学校

運用開始：県立特別支援学校 令和6年4月

市立特別支援学校 令和7年4月（予定）

ケ【新】就学支援制度オンライン申請システムの構築・導入（財務課）

41,250千円

高等学校及び特別支援学校の就学支援制度申請にかかる保護者等の利便性向上と審査・認定業務の効率化を図るため、就学支援制度オンライン申請システムを導入する。

対 象：全県立・市立学校

運用開始：令和7年3月（予定）

コ【新】公立高等学校等インターネット出願・決済システムの導入

（高校教育課） **67,745千円**

公立高等学校入学者選抜において、出願、入学考査料の決済、受験票の発行、合格発表等の学力検査に関する事務について、業務の効率化を図るため、インターネット出願・決済システムを導入する。

運用開始：令和7年度入試一部運用（予定）

令和8年度入試全校運用（予定）

サ 留守番電話サービスの活用

保護者等からの問い合わせ等の勤務時間外業務負担を軽減するため、全県立学校においてオートメッセージ型・録音型留守番電話を活用する。

シ 自動音声応答システムの活用

事務室で取り次いでいる外線電話について、待ち時間の縮減、案内の均一化を図り、外部対応を効率的に行うため、県立学校において自動音声応答システムを活用する。

ス 行事・会議等の見直し

全ての行事・会議等の精選について、ICTを活用した効率化や縮小・簡略化が可能なものについて検討するなど、行事・会議等の見直しを引き続き行うことで、業務量の縮減につなげる。

取 組 例：オンラインによる職員会議、研修等の実施

慣例として行ってきた行事の見直し

セ 文書取扱上のルール設定

メール送信上のルール

：宛先はBcc、添付ファイルを掲示板に掲載、鑑文の省略 等

調査時のルール

：回答様式のファイル名を統一、前回の回答ファイル等を添付 等

<先進事例の取組促進>

ソ【拡】「GPH100+（プラス）」の取組促進

教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH100 ～GOOD PRACTICE in HYOGO 100～」に更なる先進事例を加え、「GPH100+」としてホームページ上で随時更新し、「GPH100+」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進する。



先進事例集GPH100

タ【新】教職員の業務改善モデル実践研究事業

令和5年度に行った「教職員の業務改善モデル事業」の調査研究による取組をモデル校において実践し、その効果等の検証・分析、他校への横展開を図る。

モデル校：加古川市立鳩里小学校、相生市立那波中学校、県立御影高等学校

実施内容：業務改善プロジェクトチーム（県及びモデル校）の設置

県教委担当者の学校訪問等による指導助言

外部講師による研修 等

④ 外部人材の積極的な活用の推進

県立学校教員等の長時間勤務の縮減を図るため、必ずしも教員が担う必要がない業務について外部人材を積極的に活用する。

ア 県立学校業務支援員配置事業

129,005千円（一部国庫）

県立学校教員等の長時間勤務の縮減を図るため、授業準備等を担う業務支援員（地域の外部人材）を配置する。

配置校数：154校 全県立高等学校（全日制）126校

全県立特別支援学校 28校

勤務時間：週15時間×42週

業務内容：情報整理（各調査に関するデータ入力等の補助）

会議・委員会等の準備（資料印刷、セッティング）

文書作成（関係機関への文書作成・整理） 等



イ 県立学校部活動指導員配置事業（体育保健課） 14,984千円

県立学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動指導員を配置する。

配置校数：55校

指導日数：年間35週／人（175時間／人）

業務内容：部活動の顧問として、単独での指導や大会引率等

ウ スクールロイヤー（弁護士）の配置（高校教育課）

県立学校に寄せられる様々な要望・問題等に対し、直接スクールロイヤーから法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援する。

配置日数：週1回

対応案件：保護者からの要望

いじめ問題

学校運営上の課題 等

(2) 健康及び福祉の確保

教職員がワーク・ライフ・バランスを図りながら心身ともに健康で指導力を発揮できるように、風通しのよい学校づくりを進める。

① ワーク・ライフ・バランスの推進

年次休暇の取得促進、各種休暇制度等の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

ア 年次休暇の取得促進（教職員人事課）

全ての教職員が少なくとも年間 10 日間の年次休暇を計画的に取得できるよう取り組む。

令和 5 年県立学校取得状況：14.3 日（R4：12.4 日）

イ 特別休暇の取得促進（教職員人事課）

ワーク・ライフ・バランスの推進を図る観点から拡充された各種特別休暇の取得促進を図る。

・【拡】子育て支援休暇（子の看護休暇）

取得要件に「気象警報等により子が在籍する学校等が臨時に休業となった場合の子の世話」を追加する。

・【拡】夏季休暇

取得可能期間を「6月から9月」から「6月から10月」に拡充する。

② 風通しのよい学校づくりの推進

ハラスメントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口の活用や倫理観を高める研修の実施などを通じて、相談しやすい雰囲気を醸成し、風通しのよい学校づくりを推進する。

ア ハラスメント防止指針の周知・徹底（教職員人事課）

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の防止指針を一つにまとめ策定した「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」（令和 2 年 6 月）について、指針を HP に掲載するとともに、管理職研修等あらゆる研修の場を通じて、周知・徹底する。

イ 迅速かつ厳正な処分（教職員人事課）

職員間のハラスメント行為について、事実関係を速やかに把握し、迅速かつ厳正に処分を実施する。

ウ 管理職・一般職員研修の充実（教職員人事課）

管理職：リーダーシップを高める研修の実施

一般職員：ハラスメント防止研修の実施

エ 相談窓口の活用周知（教職員人事課、福利厚生課）

庁内メールやホームページ等により既存の相談窓口の活用周知を図る。



相談窓口周知チラシ

<相談窓口>

教職員電話健康相談 24	医者や専門スタッフが、健康相談・専門医相談・小児救急相談および医療機関案内に、24時間態勢で対応
教職員メンタルヘルス相談センター	臨床心理士による面談・電話相談、研修会・相談会を実施
教職員相談室	教育現場での豊かな経験を持った相談員が、教職員の日常生活等にかかわる諸問題について助言・支援
教職員人事課 電話相談・直行メール	職員からのハラスメントに関する苦情・相談に対応

③ 健康管理の徹底

教職員の健康状態を把握するため、健康診断を受診させるとともに、労働安全衛生法によるストレスチェック制度の周知と全職員受診を徹底する。

また、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が一定時間を超えた教職員に、学校産業医による面接指導を実施するとともに、精神疾患の未然防止をめざし、教職員の心の健康の保持増進を図る。

ア 学校産業医の配置

各県立学校に配置する学校産業医を活用し、健康診断等の結果に基づく就業上の措置についての助言や指導、長時間勤務者に対する面接指導の実施等により教職員の健康管理を図る。



イ 定期健康診断の実施（再掲）（福利厚生課）

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、教職員に対して、年1回の定期健康診断を実施する。

ウ ストレスチェックの実施（再掲）（福利厚生課）

教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、教職員のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善を図る。

エ リワーク支援プログラム事業の実施（再掲）（福利厚生課）

スムーズな復職と再度の病気休暇等取得の防止を目指し、専門医療機関である近畿中央病院において、ストレス対処法や集団精神療法に模擬授業を加えたリワーク支援プログラム等を実施する。

また、円滑な職務復帰を支援するため、復職前に環境適応訓練（＝ならし出勤：プレ出勤）を実施する。

3 市町立学校への支援

＜いわゆる超過勤務時間の状況（主幹教諭・教諭）＞（単位：時間）

	令和4年度		令和5年度	
	月平均	年平均	月平均	年平均
小学校	30:43	368:42	29:31	354:14
中学校	45:58	551:45	44:28	533:39
合計	38:21	460:13	36:59	443:57

(1) **スクール・サポート・スタッフ配置事業** **165,060千円（一部国庫）**

教員の在校等時間の縮減、児童生徒と関わる時間の確保、教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備等を担うスクール・サポート・スタッフ（地域の外部人材）の配置を支援する。

配置校数：希望する全小中学校（R6 配置予定 748 校 ※R5 配置実績 648 校）

配置時間：週 15 時間×42 週

業務内容：授業準備（学習プリント・配布物の印刷、学級ごとに仕分け）
 会議準備（資料印刷、セッティング）
 外部対応（欠席連絡、電話取次、来訪者取次） 等

(2) **学校問題サポートチームの設置（再掲）（義務教育課） 140,310千円（一部国庫）**

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のシーダiershipのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置し、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る。

設置場所：6 教育事務所

構 成 員：チームリーダー、学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

内 容：生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）
 教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT 活用等）
 特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること
 教職員の非違行為及び資質向上に関すること
 教職員のメンタルヘルスに関すること

(3) **【新】不登校児童生徒支援員配置補助事業（義務教育課） 214,725千円**

校内サポートルーム（校内教育支援センター）における不登校児童生徒への学習、生活の支援等により、個に応じた支援の充実を図るため、不登校児童生徒支援員の配置を支援する。

配 置 数：中学校 全校に 1 人

小学校 市町ごとに 4 校に 1 人

配置時間：週 20 時間×35 週

<校内サポートルームへの不登校児童生徒支援員の配置状況（神戸市を除く）>

R 6 年度予定 (R6 年度末時点)	中学校		小学校	
	R 5	R 6	R 5	R 6
市町数	2 4 市町	3 8 市町	9 市町	3 6 市町
学校数	113 校／252 校 (44.8%)	239 校／252 校 (94.8%)	56 校／567 校 (9.9%)	232 校／562 校 (41.3%)

(4) 【拡】スクールカウンセラー配置事業（義務教育課） **474,714 千円（一部国庫）**

児童生徒のいじめ、暴力行為等の問題行動及び不登校等に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を行う。

配置校数：小学校 143 校（R5：134 校）

中学校・義務教育学校・中等教育学校 全校（政令市を除く）

派遣時間：年間 210 時間

業務内容：児童生徒へのカウンセリング、保護者等に対する助言・援助、教職員を対象とするカウンセリングマインド研修の実施 等

(5) 市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業（義務教育課）

45,769 千円（一部国庫）

児童生徒の置かれた様々な環境の問題により学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）配置を支援する。

配置数：全中学校区（政令市・中核市を除く：166 中学校区）

配置時間：週 1 日 7 時間 45 分

(6) 学校問題解決のための弁護士法律相談事業（義務教育課）

2,438 千円

学校だけでは解決困難な問題に対し、直接弁護士から法に基づく助言が得られる体制を整備する。

・地域別法律相談会

回数：阪神、播磨東、播磨西 10 回程度／年

但馬、丹波、淡路 6 回程度／年

内容：各地域で弁護士による巡回相談を実施

(7) 【拡】中学校部活動指導員配置事業（体育保健課・義務教育課）

69,876 千円（一部国庫）

公立中学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動指導員を配置する。

配置市町：33 市町組合

業務内容：部活動の顧問として、単独での指導や大会引率等

(8) 【新】中学校部活動地域移行推進実証事業（体育保健課、義務教育課）

68,845千円（全額国庫）

令和8年度に向け、地域移行推進計画等を部活動地域移行推進会議等において検討するとともに、希望する市町組合における国の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を活用した地域連携・地域移行に向けた実証事業を実施し、地域ごとの様々な課題等を検証する。

実証事業（国庫）活用予定市町・クラブ数

- ・運動部：県内19市町、184クラブ
- ・文化部：県内9市町、22クラブ



4 「第2次 男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」(令和3年3月策定)の推進

女性活躍推進法や次世代育成推進法に基づく事業主行動計画として、教職員一人一人が働きがいを実感できる職場づくりをより一層推進する。

4つの重点目標

- ・男女共同参画に向けた意識改革
- ・議論・検討するあらゆる場面への女性の参画を促進
- ・ワーク・ライフ・バランスを支援する制度の充実
- ・授業等の工夫・業務の効率化の推進



第2次 男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン

【参考】数値目標

(1) 女性の能力発揮の促進と機会拡大に関する指標（再掲）

区 分	第2次計画		＜参考＞第1次計画	
	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)
公立学校及び事務局における管理職に占める女性の割合	27.6%	22%	16.0%	20.1%
県立学校における校務運営委員の女性比率	26.3%	30%	—	22.5%
公立中学校におけるグループリーダーの女性比率	27.9%	30%	—	26.2%

(2) 家庭や地域へ参画しやすい職場風土の醸成に関する指標

区 分	第2次計画		＜参考＞第1次計画	
	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (令和元年度)
配偶者の出産補助休暇の取得率	74.6%	100%	100%	70.2%
男性の育児参加のための休暇の取得率	44.5%	100%	100%	35.8%

VII 障害者雇用の促進（総務課共管）

64,812千円（一部国庫）

「障害者活躍推進計画」に基づき、教育委員会での障害者の法定雇用率達成に向けた取組を推進する。

1 雇用率の現状（令和5年6月1日現在） （単位：人）

区分	職員数 A	基礎職員数 (除外率*25%) B (A-A×25%)	障害者数 C	雇用率 (法定雇用率 2.5%) D (C/B)	過不足人数 E (C-B×2.5%)
事務局	737.5	553.5	36.0	6.50%	23.0
県立	10,298.5	7,724.5	218.5	2.83%	25.5
小計	11,036.0	8,277.0	254.5	3.07%	48.5
市町立	22,785.5	17,089.5	176.5	1.03%	▲ 250.5
計	33,821.5	25,366.5	431.0	1.70%	▲ 203.0

※除外率制度：障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種（小学校等）について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度。当面の間、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ縮小することとされている。

参考（雇用率の推移）

	R1	R2	R3	R4	R5
法定雇用率	2.4%	⇒	2.5%	⇒	⇒
雇用率	1.25%	1.42%	1.44%	1.61%	1.70%
不足数	300.5人	252.0人	270.5人	225.0人	203.0人

2 「障害者活躍推進計画」の策定・取組

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正を受けて策定した「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある教職員を含むすべての教職員が働きがいのある職場づくりに向けて取り組む。

取組方針

- ・ 障害者の雇用の拡大
- ・ 働きやすい職場づくりに向けた環境の整備
- ・ 共生社会の実現に向けた研修の充実
- ・ 体制の整備等



3 雇用対策

(1) 障害者人材バンクの設置

障害者の一般就労につながる雇用の機会の確保と学校現場での経験を促すため、臨時的任用教職員又は非常勤講師等の希望者を登録する障害者人材バンクを設置する。

(2) ワークセンターの設置

① ワークセンタースタッフの配置：15人

ジョブサポーターの支援のもと、事務補助や環境整備等の業務に従事し、知識・技能等を身に付ける。

② 県立学校業務支援員としての雇用：11人

経験を積んだワークセンタースタッフを県立学校業務支援員として雇用する。

③ ジョブサポーターの配置：5人

ワークセンタースタッフ等（障害者）の業務の洗い出し、職務の遂行、職場内のコミュニケーション等に関する支援を行うジョブサポーターを各拠点に配置する。



(3) 市町教育委員会への働きかけ

市町教育長会議や地区教育長会議、教育事務所連絡会等において、市町教育委員会で障害者の雇用を促進するよう周知徹底を図る。

なお、「障害者活躍推進計画」に基づく取組を推進するために実施している「障害を有する教職員の職場等の満足度に関するアンケート調査」の結果を受けて、各市町教育委員会に対し、特に下記の取組を推進するよう働きかけている。

- ・ 定期的な面談等を通じたきめ細かな対応
- ・ 多様な特性等に対応した働き方の整備
- ・ 計画的な施設等の環境整備
- ・ 職場・校内研修を通じた意識啓発

1 教員免許状の授与

(1) 免許状の種類

区 分		免 許 状 の 種 類						
普 通 免 許 状	専修 一 種	幼稚園 教 諭	小学校 教 諭	中学校 教 諭	高等学校 教 諭	特別支援 学校教諭	養 護 教諭	栄養 教諭
	二 種							
特別免許状			小学校 教 諭	中学校 教 諭	高等学校 教 諭	特別支援 学校教諭		
臨時免許状		幼稚園 助教諭	小学校 助教諭	中学校 助教諭	高等学校 助教諭	特別支援 学校助教諭	養 護 助教諭	

※普通免許状…全国で有効、有効期間なし

※特別免許状…発行都道府県内のみで有効、有効期間なし

※臨時免許状…発行都道府県内のみで、発行から3年間有効

(2) 種別の授与件数（令和5年度）

（単位：件）

種別	幼	小	中	高	特別 支援	自 立 教科等	養 護 教諭	栄養 教諭	計
普通免許状	3,416	1,179	1,778	1,983	555	0	252	105	9,268
特別免許状		2	9	10	0	0			21
臨時免許状	0	1	9	22	1	0	0		33
計	3,416	1,182	1,796	2,015	556	0	252	105	9,322

※特別免許状の内訳…兵庫県3件、神戸市3件、私立学校15件

※臨時免許状の内訳…兵庫県26件、神戸市2件、私立学校5件

※特別支援の普通免許状には領域（視覚・聴覚・知的・肢体・病弱）の追加も含む

2 教員免許認定講習の実施

特別支援学校教諭2種免許状の取得等を希望する現職教員が必要な単位を修得できるよう、教育職員免許法等の規定に基づく単位認定講習を開催する。

時 期：長期休業期間中（7～8月）

内 容：特別支援教育基礎論、障害児の心理・指導法など計8講座、定員750人

講 師：兵庫教育大学教授 等

場 所：県立のじぎく会館、県立総合教育センター 等

3 わいせつ行為等を行った教員（特定免許状失効者）に対する免許再授与

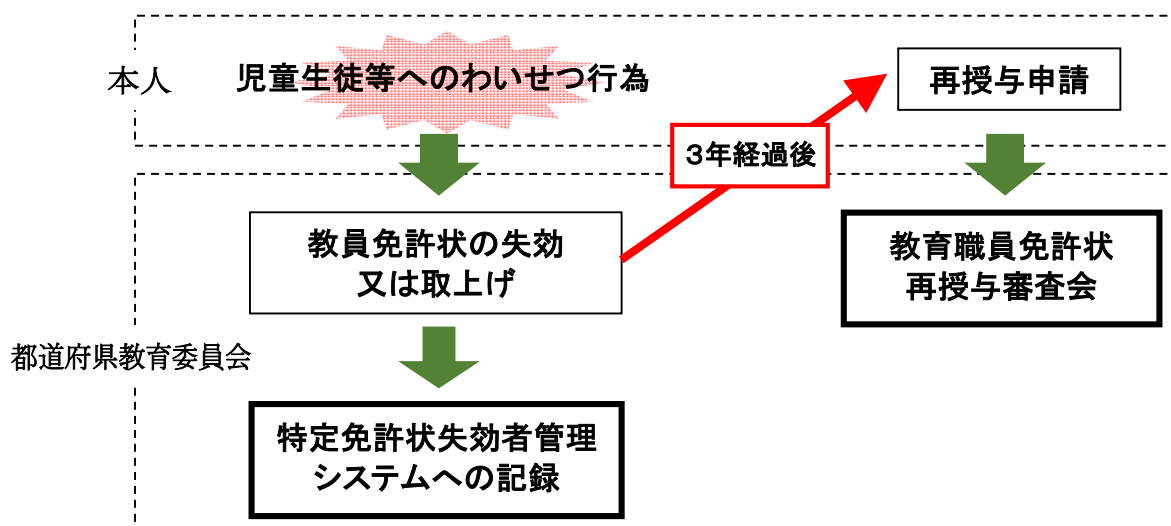
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月1日より施行されたため、国による基本指針等を十分に踏まえ、今後適切に対応していく。

(1) 特定免許状失効者管理システムの活用（令和5年4月1日稼働）

免許管理者である都道府県教育委員会は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録する。また、任命権者は、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用する。

(2) 教員免許再授与の審査化

児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げになった特定免許状失効者に対して免許状の再授与を行うに当たっては、授与権者である各都道府県教育委員会が免許状再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断する。



Ⅸ 教職員の健康管理・福利厚生推進

1 教職員の健康診断等の実施

(1) 定期健康診断の実施

147,926 千円

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、教職員に対して、年1回の定期健康診断を実施する。

対象者：県立学校及び県教育委員会事務局等に勤務する教職員

実施状況

(単位：人)

年度	対象者	受診者			判定結果			
		定期健診	他の健診 (人間ドック等)	計	異常なし	要精検	再検査 受診者	要治療
R5	11,736	8,766	2,931	〔受診率〕 99.7% 11,697	9,100	1,333	〔受診率〕 87.6% 1,168	1,264
R4 (参考)	11,404	8,501	2,863	〔受診率〕 99.6% 11,364	8,852	1,305	〔受診率〕 86.7% 1,131	1,207

※ 市町立学校教職員に対しては、各市町で実施。

(2) 教職員健康管理事業の実施

61,455 千円

国の推奨年齢やがんによる死亡が多くなる年齢層に対し、生活習慣病予防やがん等の疾病の早期発見に有効な人間ドック等を実施する。

対象者：県立学校及び県教育委員会事務局、市町立学校教職員に勤務する県費負担教職員

事業名	事業概要	受診者数	
		R5	R4(参考)
人間ドック	40歳、50歳、55歳の教職員のうち希望者全員を対象に精密検査を実施	1,203人	1,261人
脳ドック	50～54歳の教職員を対象に脳検査を実施	180人	185人
被扶養配偶者 がん検診助成	教職員の40歳以上の被扶養配偶者を対象にがん検診の受診料を助成	169人	213人

〈参考〉保健事業（健康管理事業）の実施（公立学校共済組合）

教職員の福祉の増進を図るため、人間ドックや特定健康診査等の健康管理事業を行う。

事業名	事業概要	
人間ドック	宿泊 1日	35歳以上の教職員を対象に入院による精密検査を実施 30歳以上の教職員を対象に1日精密検査を実施 (再掲) 40歳、50歳、55歳は県委託事業
	1日 (脳検査付)	50歳以上の教職員を対象に1日精密検査に加え、脳検査を実施
若年者ドック	40歳未満の教職員を対象に生活習慣病予防等のための検査を実施	

事業名	事業概要
脳ドック	50歳以上の教職員を対象に脳検査を実施 (再掲) 50～54歳は県委託事業
特定健康診査	40歳から74歳までの被扶養者等を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を実施
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された者に保健指導を実施
骨そしょう症検査	40歳以上の女性教職員を対象に骨そしょう症検査を実施
インフルエンザ予防接種助成	教職員を対象にインフルエンザの罹患及び重症化予防を図るため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成
被扶養配偶者がん検診助成	教職員の40歳以上の被扶養配偶者を対象にがん検診の受診料を助成 (再掲) 県委託事業
教職員メンタルヘルス相談	教職員及びその家族を対象に臨床心理士による電話、面接等による相談のほか、相談員が学校等へ出向いて研修会を実施
メンタルヘルスセミナー・研修	教職員を対象にメンタルヘルスに関するオンラインセミナー及び研修を開催
ストレスドック	教職員を対象にストレス状態を検査し、専門医によるカウンセリングを実施

2 教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実

精神疾患の未然防止を目指し、教職員の心の健康の保持増進を図るため、教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実を図る。

(1) 精神疾患による病気休暇等取得者の状況

○精神疾患による病気休暇等取得者数

(単位：人)

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	96	100	102	84	106	118	140
中学校	53	53	45	57	63	65	47
高等学校	40	58	42	36	50	40	59
特別支援学校	30	35	28	34	27	31	34
事務局等	2	0	0	3	1	3	1
計	221	246	217	214	247	257	281
(継続)	60	82	70	60	77	64	69
(新規)	126	118	111	120	122	150	173
(再発)	35	46	36	34	48	43	39

※ 精神疾患による病気休暇等取得者数は、精神疾患により健康管理審査会に諮った者(病気休暇の取得日数が概ね90日を超える者及び退職者の数)をいう。

※ 令和5年度中取得者の状況：復職152人、退職48人、次年度継続81人
(令和4年度中取得者の状況：復職139人、退職49人、次年度継続69人)

○精神疾患の主な要因

項 目	割合/複数回答	
	R5	R4 (参考)
自身の健康状態	32.7%	39.7%
業務の量・業務全般への不安	29.5%	37.0%
管理職・同僚との人間関係	20.6%	12.5%
生徒指導	15.3%	10.1%
家庭の問題等	14.2%	11.3%
保護者・地域との対応	10.0%	8.6%
学級運営・学習指導等	7.1%	5.1%
部活動指導	0.7%	0.8%

※ 令和5・4年度に病気休暇・病気休職を取得した教職員について集計している。

(2) 心の健康づくり計画に基づくメンタルヘルス対策の推進

本庁、地方機関、教育機関、県立学校の各所属が、教職員の心の健康の保持増進及び活気ある職場づくりに積極的に取り組むよう「心の健康づくり計画（令和6年4月運用開始）」を策定し、教職員のメンタルヘルス対策を推進する。

心の健康づくり計画の概要

【3つの予防】

- 1 一次予防：メンタルヘルス不調を未然に防止
- 2 二次予防：メンタルヘルス不調を早期に発見、適切な措置
- 3 三次予防：職場復帰の支援による再発防止

【4つのメンタルヘルスキアの推進】

- 1 セルフケア：教職員による自身のストレスの予防・軽減
- 2 ラインケア：管理監督者による職場環境等の改善
- 3 (学校)産業医等によるケア：
(学校)産業医等による、教職員及び管理監督者への支援
- 4 外部機関からの支援によるケア：
外部機関の専門家等による支援

【施策の推進】

- 1 気づき支援と早期対応：ストレスチェック、研修など
- 2 相談しやすい体制づくり：臨床心理士、教職員OBによる相談など
- 3 復職支援：リワーク支援プログラム、
学校問題サポートチームの配置など

【推進体制】

教職員、管理監督者、(学校)産業医、
人事労務管理スタッフ
→それぞれの役割を担って、心の健康づくりを
推進する。

① 未然防止のための取組（一次予防）

ア ストレスチェックの実施

6,302 千円

労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、教職員のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善を図る。

対象者：県立学校及び県教育委員会事務局等に勤務する教職員

- 内 容：・ストレスチェック
・検査結果の集計及び集団分析
・医師による面接指導（希望者）

実施状況

年度	対象者数	回答者数	実施率	医師による 面接指導実施者数
R5	11,411 人	10,703 人	93.8%	14 人
R4(参考)	11,433 人	10,392 人	90.9%	8 人

※ 市町立学校教職員に対しては、各市町で実施。

イ 未然防止研修等の実施

a 階層別研修（再掲）

教職員の勤続年数や役割などに応じ、それぞれの段階にあった知識やスキルを身につける研修において、心の健康や自身のストレスへの気づきや対応に関する研修を実施する。

b 管理監督職研修（再掲）

新任管理監督者を対象に、管理監督者の果たす役割とラインケアの意義、重要性についての意識を高める研修を実施する。

c メンタルヘルスアドバイザーによる研修の実施

教育事務所に配置しているメンタルヘルスアドバイザーを活用した校内研修実施の啓発に取り組む。

d メンタルヘルスセミナーの実施（公立学校共済組合）（再掲）

自身のストレスに気づき、対処する知識や方法を身に付けることで、精神疾患の発症を抑えるためのオンラインセミナーを開催する。

e メンタルヘルス研修の実施（公立学校共済組合）（再掲）

令和 4 年度から精神疾患で休業している教職員をサポートするため管理職を対象とした研修会を実施し、令和 5 年度からは管理職に加えて一般職員向けメニューを追加した。

f 相談窓口の活用周知

広報誌、ホームページ、チラシ、ポスター、研修の機会を通じて相談窓口の活用を周知する。

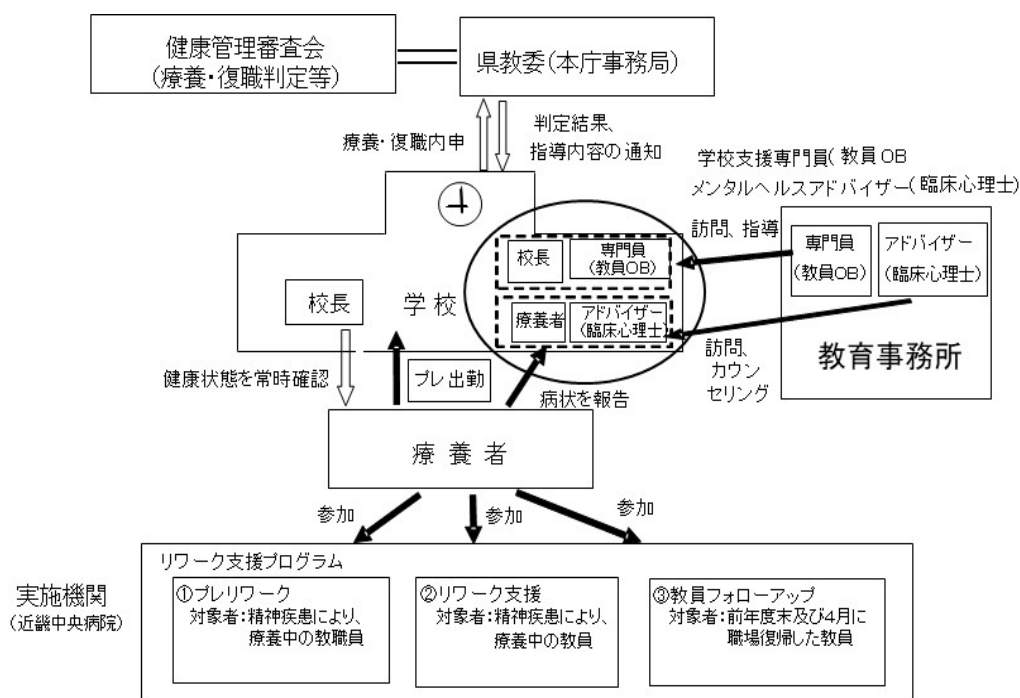
g ストレスドックの実施（公立学校共済組合）（再掲）

教職員を対象にストレス状態を検査し、専門医によるカウンセリングを実施する。

h メンタルヘルス通信の発行

年間4回発行し、心の健康に役立つ情報を提供する。

○メンタルヘルス対策のスキーム



② 早期発見のための取組(二次予防)

ア 教職員相談員による相談

教育現場での豊かな経験を培った相談員が、教職員の日常生活等に関わる諸問題について助言、支援等を行う。

- ・相談時間 : 月曜日～金曜日(10:00～17:00)
- ・相談方法 : 電話、面談、メール、オンラインによる相談

イ 新規採用教職員に係るエルダー制度等の導入(再掲)

初任者等の身近な相談相手として気軽に相談し話し合える先輩教職員(エルダー等)を指名し、初任者等の心労とストレスを早期に発見、把握し、早期改善に繋げる。

ウ 所属相談員による相談

所属内で指名された所属相談員が、身近な窓口として相談に対応する。

エ メンタルヘルスアドバイザーによる相談

病気休暇等取得者に対するカウンセリング、個人の状況に応じた職場復帰支援策のアドバイス、病気休暇等取得者がいる学校での出張相談会を実施する。

オ 相談窓口における各種相談対応(公立学校共済組合)

教職員とその家族の心と体のさまざまな相談に対応するため、LINE、電話、面談、WEB等による相談対応を実施する。

- a **臨床心理士による教職員メンタルヘルス相談（再掲）**
教職員が気軽に相談できる窓口として、臨床心理士による面談・電話相談、訪問相談会などを実施する。
- b **電話相談「教職員電話健康相談 24」**
医師、保健師、看護師等のスタッフが、健康に関する相談に 24 時間・年中無休で応じる。
- c **電話・面談メンタルヘルス相談**
臨床心理士が、電話・面談でカウンセリングを行う。
- d **Web 相談(こころの相談)**
臨床心理士が、メンタルヘルスに関する相談を Web 上で 24 時間受け付ける。
- e **L I N Eメンタルヘルス相談**
臨床心理士、公認心理師が L I N E トークを通じてメンタルヘルス相談を実施する。(休日相談可能)
- f **近畿中央病院におけるメンタルヘルス相談**
専門医療機関である公立学校共済組合近畿中央病院において、専門医師または臨床心理士が、メンタルヘルス相談を実施する。(年 3 回まで無料)

③ 職場復帰のための取組（三次予防）



【出典】 公立学校共済組合近畿中央病院メンタルヘルスセンターの職場復帰サポートガイド

ア 学校問題サポートチームの配置（再掲）

学校支援専門員及びメンタルヘルスアドバイザーを教育事務所に配置し、精神疾患による療養者の減少に取り組む。

区分	学校支援専門員 (校長 OB)	メンタルヘルスアドバイザー (臨床心理士)
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・プレ出勤の企画立案 ・リワーク支援プログラムの周知・参加促進 ・管理職・主治医との連携 ・市町教委・学校との連携コーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養者に対するカウンセリング ・個人の状況に応じた職場復帰支援策のアドバイス ・療養者がいる学校での出張相談会、メンタルヘルス研修会の実施
配置場所 (管轄区域)	阪 神 (阪神、神戸、丹波)	
	播磨東 (播磨東、淡路)	
	播磨西 (播磨西、但馬)	

イ リワーク支援プログラム事業等の実施

3,461千円

スムーズな復職と再度の病気休暇等の防止を目指し、専門医療機関である近畿中央病院において、ストレス対処法や集団精神療法に模擬授業を加えたリワーク支援プログラム等を実施する。

また、円滑な職務復帰を支援するため、復職前に環境適応訓練（＝ならし出勤：プレ出勤）を実施する。

<療養中>

a プレリワークプログラムの実施

対 象 者：精神疾患により療養中の教職員（希望者）

人 数：定員 10 人×5 日 【R5 実績 6 人】

実施時期：5 月～7 月（5 日間）

場 所：神戸市及び加古川市

内 容：

- ・精神健康チェックの実施
- ・集団精神療法
- ・個別面談

b リワーク支援プログラムの実施

対 象 者：精神疾患により療養中の教員（希望者）

人 数：定員 10 人×2 期（各期：21 日間）

【R5 実績 10 人（前期 3 人・後期 7 人）】

実施時期：8 月～10 月及び 11 月～2 月

- 場 所：公立学校共済組合近畿中央病院（伊丹市）
- 内 容：・集団精神療法
 ・模擬授業
 ・各種グループワーク（運動療法、芸術療法等）



プレワークプログラム



近畿中央病院メンタルヘルスケアセンター
 模擬授業用教室

<復職の1～2ヶ月前>

c プレ出勤制度の実施

- 対 象 者：精神疾患等により長期間病気休暇・休職中の県立学校教職員及び県費負担教職員（希望者） 【R5実績62人】
- 期 間：原則として4週間
 （対象者の希望や体調等の変化により延長・中止・変更可）
- 場 所：対象者の所属する職場

<復職後>

d 教員フォローアッププログラムの実施

- 対 象 者：前年度及び当該年度に復職した教員（希望者）
- 人 数：定員10人×7日 【R5実績14人】
- 実施時期：4月～7月（7日間）
- 場 所：公立学校共済組合近畿中央病院（伊丹市）
- 内 容：・集団精神療法
 ・精神健康チェック
 ・個別面談

3 教職員の福利厚生事業の実施

(1) 教職員公舎の維持管理

28,157千円

教職員の福利厚生に配慮しつつ、業務上必要な最小限の公舎を存置する方針で、地域性や老朽度合いなどを総合的に勘案し、公舎を管理している。今後も入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえた適切な維持管理に努める。

【入居状況（R6.3月末現在）】

管理戸数：436戸

入居戸数：275戸（入居率63.1%）

(2) 教職員の相談事業（再掲）

1,256 千円

教育現場での豊かな経験を持った相談員が、教職員の日常生活等にかかわる諸問題について助言、支援等を行う。

相談日時： 月～金曜日（10:00～17:00）

相談体制： 教員OB（非常勤嘱託員等）による面談、電話等での対応

設置場所： 教職員相談室（県庁3号館8階）

相談対象者： 教職員（退職者を含む）及びその家族